平成 24 年 10 月 19 日

各 位

上場会社名　株式会社インターアクション
代　表　者　代表取締役社長　木地　英雄
（コード番号　　7725　東証マザーズ）
問 合 せ 先　常 務 取 締 役　中瀧　明男
電 話 番 号　045-788-8373
U　R　L　http://www.intet-action.co.jp

第三者割当による第8回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による第８回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．第三者割当による第８回新株予約権発行の概要

（1）	割　当　日	平成 24 年 11 月５日
（2）	発　行 新 株 予 約 権 数	20,000 個
（3）	発　行　価　額	新株予約権１個当たり 139 円（総額 2,780,000 円）
（4）	当該発行による 潜 在 株 式 数	20,000 株
（5）	資 金 調 達 の 額	608,780,000 円（差引手取概算額：585,780,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,780,000 円 新株予約権行使による調達額：606,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行費用の概算額を差し引いた金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達の額は減少します。
（6）	行　使　価　額	30,300 円（固定）
（7）	行　使　期　間	平成 24 年 11 月６日から平成 26 年 11 月５日まで（２年間）
（8）	募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
（8）	割 当 予 定 先	マッコーリー・バンク・リミテッド　20,000 個

（9） そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。すなわち、発行当初から行使価額は30,300 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権１個につき１株、合計 20,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。 但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。 ② 取得条項 a. 本新株予約権には、「本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、取得日の通知を当該取得日の 20 取引日前までに行うことにより、本新株予約権１個当たり 139 円で、本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することができる」旨の取得条項が付されております。 この取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、この取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となるため、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。 b. また、「当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が５日以上の期間にわたって停止された場合は、会社法第 273 条の規定に従って 20 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり 139 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。」旨の取得条項が付されております。 c. さらに、「本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して 15,150 円（但し、別紙発行要項第 10 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日の１取引日あたりの平均売買出来高が平成24年10月19日に先立つ10連続取引日の１取引日あたりの平均の売買出来高（但し、別紙発行要項第 6 項第(2)号乃至第(4)号により割当て株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の 50%を下回る出来高となった場合には、本新株予約権者は、それ以降いつでも、その選択により、当社に対して書面で通

	知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して 20 取引日目の日において、本新株予約権１個あたり 139 円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。」旨の取得条項が付されております。 ③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。 ④ 株券貸借に関する契約 当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第 1 項第 31 号イに定義される）と割当予定先との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。 また、割当予定先は、本新株予約権の行使を前提とした空売りを行うことはありません。

２．発行の目的及び理由

（１）本新株予約権発行の目的

本新株予約権の発行は、当社グループが行うソーラーファーム事業の発展のための資金を調達することを目的としております。ソーラーファーム事業とは、遊休地などに太陽光発電設備を設置し、売電による収益の獲得を図る太陽光発電事業を指しております。

当社グループは、平成 23 年４月、ソーラーファーム事業の開始を決定し、平成 23 年６月、そのための運営会社としておひさま農場株式会社を設立いたしました。おひさま農場株式会社では、遊休地を活用し、中規模の太陽光発電設備を設置することで、安定した売電収益の獲得を図るという事業の確立を目指し、平成 23 年６月以降、山梨、静岡、愛媛、鹿児島に主として２２．８ＫＷシステムの設置を進め、平成 24 年９月時点での延べ設置容量は１１７ＫＷとなりました。

この間、平成 24 年７月から施行された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のもとでは、再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、当初３年間は例外的に事業者の利潤に特に配慮するとの方針から、１０ＫＷ以上の太陽光発電設備を設置する事業者にとっても利潤に特に配慮された買取価格（平成 25 年３月までは１キロワット時当たり税抜き４０円（税込み４２円））及び買取期間（２０年間）が設定された経緯もあり、再生可能エネルギー源としての太陽光発電への関心が大きな高まりを見せており、大規模な太陽光発電設備の設置を進める事業者が大幅に増加しております。

また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のもとでは、いったん電力会社と契約された買取価格は２０年間という長い買取期間にわたって固定されることから、売電収入は長い買取期間にわたって安定した収益となることが期待されています。当社グループの主たる事業である半導体検査装置事業の業績は、半導体メーカーの設備投資動向に大きく左右されますが、これに対して、ソーラーファーム事業は、立地条件や自然条件には左右されるものの、年間を通した全体の発電量見込みは概ね予想できる範囲に収まるものであり、いったん電力会社への売電が開始した後は、安定収益が見込めるという性質があります。よって、当社グループにとって、ソーラーファーム事業の発展は、半導体検査装置事業の業績変動の激しさを和らげ、グループ全体の業績変動リスクを低下させるものであると考えております。

こうした情勢及び分析も踏まえ、今後当社グループとしては、ソーラーファーム事業の実証実験フェーズから収益貢献フェーズへの移行を早め、また、中規模に加え、メガソーラーを含めたより大規模な太陽光発電設備への展開を図ることを目指してまいります。太陽光発電設備の設置容量については、平成25年５月までに合計２メガワット（年間売上高１億円規模、当期純利益増加額約30百万円）、

平成 26 年 10 月までに合計４メガワット（年間売上高２億円規模、当期純利益増加額約 60 百万円）までの拡大を図ることを目標といたします。このためには、平成 26 年 10 月まで約 12 億円の設備投資資金を確保しなければならないものと見込んでおります。

しかしながら、当社グループの現状見込まれる手許資金および借入金のみではこうした設備投資資金の全てをまかなうことは困難であり、当社グループが行うソーラーファーム事業の発展のための設備投資資金を調達するため、当社にとって現時点で選択可能な様々な資金調達策を検討した結果、それらのうちの最適な選択肢となる資金調達策として、このたびの新株予約権の発行を決議させていただくものであります。

（２）本新株予約権を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが相当であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容です。

① その他の資金調達方法の検討について

前記「２．（１）本新株予約権発行の目的」で述べた必要資金の調達について、当社は、全額を主として銀行借入を中心としたデットファイナンスに拠るべく複数の金融機関に打診しましたが、当社の現在の業績及び財政状況では、設備投資資金の一部については借入が可能であるものの、それに対応する一定割合の自己資金を担保提供として求められるなど、全額を借入金で調達することについては、金融機関からの合意は得られませんでした。

また、借入金での調達は金利負担による利益率の低下を招くことも考慮し、設備投資資金の一部についてはエクイティによる調達を検討するに至りました。

この点公募増資は、当社グループの業績について５期にわたる当期純損失の計上のあと前期においてようやく当期純利益の計上に至ったばかりであり、現状では引受先が集まらないリスクが高いと判断せざるを得ませんでした。結果として、一定の株式の希薄化はあるものの、第三者割当方式による資金調達を選択いたしました。

② 資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）

上述した通り、当社グループの業績は５期にわたって当期純損失を計上したあと前期においてようやく当期純利益の計上に至ったばかりであり、今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることは困難であると判断したため、結果として、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドにとってよりリスクの低い新株予約権を発行することによる資金調達を行うことといたしました。

（３）本スキームの特徴について

本新株予約権のスキームは、具体的には次のような特徴があります。

①行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。すなわち、発行当初から行使価額は 30,300 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権１個につき１株、合計 20,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。

但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 取得条項

a. 本新株予約権には、「本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、取得日の通

知を当該取得日の 20 取引日前までに行うことにより、本新株予約権 1 個当たり 139 円で、本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することができる」旨の取得条項が付されております。

この取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、この取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となるため、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

b. また、「当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が 5 日以上の期間にわたって停止された場合は、会社法第 273 条の規定に従って 20 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 139 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。」旨の取得条項が付されております。

C. さらに、本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して 15,150 円）（但し、別紙発行要項第 10 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する 10 取引日の 1 取引日あたりの平均売買出来高が平成 24 年 10 月 19 日に先立つ 10 連続取引日の 1 取引日あたりの平均売買出来高（但し、別紙発行要項第 6 項第(2)号乃至第(4)号により割当て株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の 50%を下回る出来高となった場合には、本新株予約権者は、それ以降いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して 20 取引日目の日において、本新株予約権 1 個あたり 139 円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。」旨の取得条項が付されております。

③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

④ 株券貸借に関する契約

当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条 1 項第 31 号イに定義される）と割当予定先との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。また、割当予定先は、本新株予約権の行使を前提とした空売りを行うことはありません。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	608,780,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	2,780,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	606,000,000 円
・ 発行諸費用	23,000,000 円
・ 差引手取概算額	585,780,000 円

（注）１．上記差引手取概算額は、本新株予約権が全て行使された場合において、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額を表しております。

２．発行諸費用の概算には、価値算定費用（100 万円）、アドバイザリー費用（最大 1,521 万円。本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により、当社へ割当先のマッコーリー・バンク・リミテッドから入金された金額に 2.5%を乗じて計算した金額をアドバイザリー費用として、その都度、ＭＫトラスト株式会社に支払うこととなっております）、弁護士費用（300 万円）、登録免許税（213 万円）、証券代行手数料（121 万円）、有価証券届出書作成費用等（43 万円）を見込んでおります。

３．本新株予約権の行使が権利行使期間内に行われない場合及び当社が取得した本新株予約権

を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

（２）調達する資金の具体的な使途

今回調達する資金の具体的な使途は、下記のとおりとなります。

具体的な使途	金 額	支出予定時期
① 太陽光発電事業の設備投資資金	300 百万円	平成 24 年 11 月～平成 25 年５月
	285 百万円	平成 25 年６月～平成 26 年 10 月

（注）１．調達した資金については、支出までの期間、当社の取引先銀行の預金口座等で保管する予定です。

① 太陽光発電事業の設備投資資金

当社グループは、太陽光発電設備の設置容量を平成 25 年５月までに２メガワット（年間売上高１億円規模、当期純利益増加額約 30 百万円）、平成 26 年 10 月までに４メガワット（年間売上高２億円規模、当期純利益増加額約 60 百万円）まで拡大することを目標といたします。このために必要な設備投資資金は、２メガワットで約６億円、４メガワットで約 12 億円と予想しております。設備投資資金の調達方法としては、自己資金及び借入金に加え、本新株予約権の割当予定先の行使により調達する資金を予定しております。本新株予約権の割当予定先の行使により調達する資金の支出予定時期としては、平成 24 年 11 月から平成 25 年５月までに 300 百万円、平成 25 年６月から平成 26 年 10 月までに 285 百万円を予定しております。

なお、当社グループでは、太陽光発電設備を、性能及び品質を維持したまま、基準とした平均システム価格である１キロワット当たり 30 万円より安値で調達することにより、プロジェクトの採算性を改善することを目指してまいります。これによって当初想定した支出金額の減少が見込まれる場合には、目標として掲げた発電能力の規模を拡大いたします。

なお、権利行使及び払込が予定通り行われないときは、借入金の増額など他の資金調達策を検討し、必要な資金の確保に努めるとともに、太陽光発電事業の展開スケジュールを見直すこといたします。

４．資金使途の合理性に関する考え方

今回調達する資金は、設備投資資金に充当いたします。これによって、当社グループが太陽光発電設備の設置容量を拡大できた場合、年間を通しての当期純利益の増加額は、２メガワットで約 30 百万円、４メガワットで約 60 百万円を見込んでおります。本新株予約権が全て行使された場合の自己株式を除く発行済株式総数を 100,505 株とすると、１株当たり当期純利益を２メガワットの場合で 298.49 円、４メガワットの場合で 596.99 円程度増加させることとなります。また、これらの当期純利益の増加は、いったん電力会社への売電が開始した後は、長い期間にわたって安定的な収益となることが期待できるものであります。

これは、当社の財務状況の改善ならびに今後の当社収益の向上に寄与するものであり、株式の希薄化を補うだけの１株当たり当期純利益の増加が企図されており、当社の企業価値・株式価値が向上するものと考えております。よって、かかる資金使途は既存株主の皆様の利益に資するものであり、合理的であると考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結が予定される第三者割当て契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、所在地：東京都千代田区） による評価書（本新株予約権１ 個につき 139.215 円）を参考に、本新株予約権の１個当たりの払込金額を 139 円といたしました。

第三者評価機関による算定結果は、当社株式の算定基準日（平成 24 年 10 月 19 日）における東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値（30,300 円）、本新株予約権の行使価額（1 株当

たり金30,300円)、権利行使期間(２年間)、当社株式の過去２年間の日次売買高の中央値(1,187株)、株価変動率(114.73%)、無リスク利子率(0.100%)、配当利回り(1.65%)、割当予定先の行動及び当社が本新株予約権を取得する条件等を前提として算出しております。割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの行動については、当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を１日約 119 株(過去２年間の日次売買高の中央値の約 10%)売却することを前提としております。本新株予約権の発行要項に定められた取得条項のうち、当社が本新株予約権を取得する条件としては、割当日以降、東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額の 200%相当額以上になった場合、20 取引日前までに事前通知することにより、本新株予約権の割当予定先の保有する本新株予約権の全部を発行価額相当額で取得することを前提としております。これは、当社の状況や当社株価推移等を勘案の上、市場からの評価が上昇したことにより、当社株価が本新株予約権の行使価額である 30,300 円の 200%の価格である 60,600 円以上となった場合には、より高い行使価額で改めて新株予約権を発行するなどより有利な条件での資金調達が実施できる状態になると現時点において判断しているためであり、この条件設定は妥当であると考えております。また、本新株予約権の発行要項に定められた取得条項のうち、当社が割当予定先の請求により本新株予約権を取得する条件としては、取得条項に定められた条件が満たされた場合、すなわち、本新株予約権の発行後、当社株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して 15,150 円を下回った場合、又は当社株式の 10 連続取引日の平均売買高が本新株予約権の公表日（平成 24 年 10 月 19 日）に先立つ 10 連続取引日の平均売買高（624 株）の 50%を下回る出来高となった場合には、割当予定先は当社に対して本新株予約権の全部の取得を請求するものと仮定しております。取得条項においては、条件が満たされた場合割当予定先は任意に全部又は一部の取得を請求することができるものとされておりますが、算定上は条件が満たされた場合には必ず全部の取得を請求するものと仮定しております。この仮定は割当予定先が価値最大化原理に基き行動するとの想定に沿ったものであり、この条件設定は妥当であると考えております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行を決議した取締役会（以下、「本件取締役会」という）の決議日（平成 24 年 10 月 19 日）の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値 30,300 円を参考として、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議を行なった結果、ディスカウント率０％とし１株 30,300 円に決定いたしました。

なお、本件取締役会に出席した監査役３名（うち社外監査役３名）全員が、①本新株約権の行使価額は当社株式の市場価格を基に定められてそのディスカウント率が０％であり、第三者評価機関による本新株予約権の評価もこれを前提としていること、②本新株予約権の発行価額は第三者評価機関の評価額の円未満を切り捨てた額と同額であること、③第三者評価機関により本新株予約権の評価に際して用いられたモンテカルロ・シミュレーションは新株予約権の評価において一般的に用いられている方法であること、及び④第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は新株予約権の評価を多数手がけており新株予約権の価値の算定において定評を有することから、本新株予約権の発行価額ならびに行使価額について割当先に特に有利でないことに係る適法性に関して、算定根拠に合理性が認められ、会社法第 238 条３項２号に定める特に有利な金額に該当しないと考える旨の意見を表明しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 20,000 株ですが、これは、平成 24 年５月 31 日時点の株主名簿を基に、平成 24 年 10 月 19 日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものの内容を反映した平成 24 年 10 月 19 日現在の当社発行済株式総数 80,521 株の 24.84%（平成 24 年 10 月 19 日現在の当社議決権個数 80,505 個の 24.84%）に相当するため、これによって既存株主の皆様の①株式持分比率および議決権比率、ならびに②１株当たり純資産額および１株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保し、かつ今後も継続的安定的に収益を計上していく企業となるためには、当該資金調達が必要となっております。

既述の通り、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の希薄化を出来る限り抑制することが可能となっております。更に、当社の

株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合には、その時点で残存する新株予約権を取得することができ、この点でも、希薄化を出来る限り抑制する余地を残しております。

本新株予約権の行使価額は固定されており、１株当たり 30,300 円であり、１株当たりの払込金額 139 円との合計で、資本金及び資本準備金に計上される１株当たりの金額 30,439 円は、平成 24 年５月期末時点の１株当たり純資産額 13,733.91 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、１株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

過去５期にわたって当期純損失を計上し前期においてようやく当期純利益の計上に至ったばかりの当社グループにとって、今後の事業運営には依然として多くの不確実性が存在しており、半導体メーカーの設備投資動向に大きく左右される半導体検査装置事業に依存する企業体質から脱却し、いったん電力会社への売電が開始した後は長期に渡って安定収益が見込めるソーラーファーム事業の確立を図ることによって、1株当たり当期純利益の改善を下支えすることが重要であると考えております。前述のとおり、当社グループが太陽光発電設備の設置容量を拡大できた場合には、年間を通した当期純利益の増加額は、２メガワットで約 30 百万円、４メガワットで約 60 百万円を見込んでおります。本新株予約権が全て行使された場合の自己株式を除く発行済株式総数を 100,505 株とすると、1株当たり当期純利益を２メガワットの場合で約 298.49 円、４メガワットの場合で約 596.99 円増加させることとなります。また、これらの当期純利益の増加は、いったん電力会社への売電が開始した後は、長い期間にわたって安定的な収益となることが期待できるものであります。

したがいまして、当社といたしましては、本新株予約権の発行が、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと判断しております。

６．割当先の選定理由等

（１）割当先の概要

（１）	名　　称	マッコーリー・バンク・リミテッド （英文字：Macquarie Bank Limited）
（２）	所　在　地	Level 2,1 Martin Place, Sydney NSW2000, Australia
（３）	代表者の役職・氏名	会長 H.K マッキャン　(H.K McCann) CEO　N.W. ムーア (N.W. Moore)
（４）	事　業　内　容	商業銀行
（５）	資　本　金	614,560 百万円（平成 24 年 3 月 31 日現在）
（６）	設　立　年　月　日	1985 年 2 月 28 日
（７）	発 行 済 株 式 数	普通株式　339,533,999 株
（８）	決　算　期	3 月 31 日
（９）	従　業　員　数	14,202 人　（マッコーリーグループ）（平成 24 年 3 月 31 日現在）
(10)	主　要　取　引　先	個人及び法人
(11)	大株主及び持株比率	マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッド　100% （英文字：Macquarie B.H. Pty Ltd,）
(12)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会

	該当状況	社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

（13）　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	2010 年 3 月期	2011 年 3 月期	2012 年 3 月期
連結営業収益	65,319 百万円	94,886 百万円	85,071 百万円
連結税引後営業利益	59,747 百万円	71,530 百万円	59,201 百万円
包括利益	67,547 百万円	48,345 百万円	41,846 百万円
純資産	722,962 百万円	782,104 百万円	951,441 百万円
総資産	11,153,029 百万円	12,052,885 百万円	12,458,274 百万円
１株当たり連結税引後利益	134.54 円	147.46 円	170.31 円
１株当たり配当金	73.35 円	112.41 円	113.54 円
１株当たり純資産	1,627.98 円	1,612.35 円	2,802.20 円

（注）上記表の各円換算額については各決算日のＡ＄レートの仲値で換算し記載しております。

（２）割当予定先を選定した理由

「２．発行の目的及び理由」に記載しました通り、当社グループは、事業者の利潤に特に配慮された買取価格及び買取期間が設定された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のもとで、ソーラーファーム事業の実証実験フェーズから収益貢献フェーズへの移行を早め、また、中規模に加え、メガソーラーを含めたより大規模な太陽光発電設備への展開を図ることを目指しております。太陽光発電設備の設置容量については、平成 25 年５月までに合計２メガワット（年間売上高１億円規模、当期純利益増加額約 30 百万円）、平成 26 年 10 月までに合計４メガワット（年間売上高２億円規模、当期純利益増加額約 60 百万円）までの拡大を図ることを目標としております。このためには、平成 26 年 10 月まで約 12 億円の設備投資資金を確保しなければならないものと見込んでおります。

しかしながら、当社グループの現状見込まれる手許資金及び借入金のみではこうした設備投資資金の全てをまかなうことは困難であり、当社グループが行うソーラーファーム事業の発展を図るためには、新たな資金の調達が必要となっております。

そのような状況下で平成 24 年７月下旬より、必要資金の調達方法に関する検討を行う過程において、平成 23 年９月９日に当社が自己取得した第５回新株予約権の内 40 個を譲渡した実績もあるマッコーリー・バンク・リミテッドをＭＫトラスト株式会社の担当者より紹介され、協議を進めてまいりました。その結果、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達の支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの協議・交渉を行うこととなりました。

資金調達に関しては、種々の会社からご提案を頂いておりましたが、その内でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を選択した理由は、当社の実績に対する評価のみならず、マッコーリー・バンク・リミテッドから提示された条件（取得条項が付いていることにより、当社の意向により他の有利な資金調達方法を実行することが可能であること、又、同社が、その本拠地の豪州を含め、アジア、欧米における、ネットワークを通じて、当社の発展に寄与するような戦略的投資家紹介や営業支援の提供などの更なる関係強化が期待できる等）を考慮し、同社を割当予定先と選定する事が、当社にも株主の皆様にとって有利であると判断いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時に売却する予定です。

第三者割当契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、また、譲渡が行われた場合、譲受人は第三者割当て契約書に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近３年間の経営成績及び財政状態について 2010 年から 2012 年のアニュアルレポート(貸借対照表の預金残高）を確認しており、払込みに要する財産の存在について、本日現在、確実なものと判断しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込に関し、支障がないと判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社の役員との間において､本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、又その予定もありません。

（６）割当予定先について

割当予定先であるマッコーリー･バンク･リミテッドの株式を 100%所有するマッコーリーB.H. Pty Ltd,の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所（ＡＳＸ） に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁ＡＲＰＡ（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けております。また、マッコーリーグループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について､当社は担当者との面談によるヒアリング及びＡＲＰＡホームページ、マッコーリー・バンク・リミテッドのアニュアルレポート等で確認しており、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド及びその役員並びに主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

当社は、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド及びその役員並びに主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており､その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

７．募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	割当前の所有株式数（株）	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
マッコーリー・バンク・リミテッド	―	―	20,000	19.90
木地　英雄	5,556	6.91	5,566	5.54
栗村　昌昭	2,479	3.08	2,479	2.47
日本証券金融株式会社	2,290	2.84	2,290	2.28
ドイツ証券株式会社	1,012	1.26	1,012	1.01
唐木田　武	630	0.78	630	0.63
カブドットコム証券株式会社	540	0.67	540	0.54
蓮見　正純	500	0.62	500	0.50
株式会社横浜銀行 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	500	0.62	500	0.50
メリルリンチ日本証券株式会社	495	0.61	495	0.49

笹原　一徹	481	0.60	481	0.48

（注）１．割当前の所有株式数は平成 24 年５月 31 日時点の株主名簿を基に、平成 24 年 10 月 19 日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものの内容を反映し作成しております。
２．割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、当社が保有する自己株式 16 株を控除して算出し、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。
３．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当による新株予約権行使に係る新株式発行後の当社株式（自己株式を除きます。）に係る議決権数（100,505 個）に対する割合です。
４．本第三者割当の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成 24 年５月 31 日より平成 24 年 10 月 19 日までに大量保有報告書等により異動が確認できるもの以外に保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
５．割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」を 19.90％としておりますが、「６．（３）割当先の保有方針及び転換（行使）制限措置」に記載のとおり、同社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。従いまして、同社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は実際には 19.90％に達しない見込みです。

８．今後の見通し

本新株予約権の行使によって調達する資金は、当社グループが行う太陽光発電事業の設備投資資金に充当する予定としております。

当社が平成 24 年 10 月 12 日に発表いたしました平成 25 年５月期の連結業績予想に現時点では変更はございません。なお、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行すること等により平成 25 年５月期の連結業績予想の修正が必要になった場合は、直ちに開示いたします。

９．企業行動規範上の手続き

○企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当ては、①希釈化率が 25％未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

１０．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績

（連結）

決算期	平成 22 年５月期	平成 23 年５月期	平成 24 年５月期
売上高　（百万円）	503	627	1,471
営業利益（百万円）	△362	△79	397
経常利益（百万円）	△386	△100	406
当期純利益（百万円）	△672	△79	401
１株当たり当期純利益（円）	△11,188.87	△1,302.87	5,471.72
１株当たり配当金（円）	―	―	500
１株当たり純資産（円）	5,439.38	7,471.45	13,733.91

（単体）

決算期	平成22年5月期	平成23年5月期	平成24年5月期
売上高　（百万円）	546	605	1,435
営業利益（百万円）	△309	△41	433
経常利益（百万円）	△327	△59	447
当期純利益（百万円）	△986	△72	412
１株当たり当期純利益（円）	△16,416.67	△1,186.28	5,629.55
１株当たり配当金（円）	―	―	500
１株当たり純資産	5,552.52	7,766.69	14,164.86

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年10月19日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	80,521株	100.00％
潜在株式数	572株	0.71％

（注）１．上記潜在株式数は第７回新株予約権572個（572株）の数値となります。

（３）最近の株価の状況

①　最近３ヶ年の状況

	平成22年5月期	平成23年5月期	平成24年5月期
始　　値	32,750	20,050	61,000
高　　値	43,200	71,100	62,400
安　　値	17,800	7,500	17,720
終　　値	21,050	59,400	37,150

（注）１．各株価は、東京証券取引所におけるものであります。

② 最近６か月間の状況

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
始　　値	42,100	45,900	36,450	42,250	31,500	30,050
高　　値	48,700	48,600	44,750	46,500	34,950	34,700
安　　値	37,250	33,500	32,400	29,000	28,500	29,510
終　　値	46,150	37,150	41,600	31,550	30,000	32,450

（注）１．各株価は、東京証券取引所におけるものであります。

③ 発行決議日における株価

	平成24年10月19日
始　　値	30,650
高　　値	30,800
安　　値	30,050
終　　値	30,300

（注）各株価は、東京証券取引所におけるものであります。

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第５回新株予約権

<table>
<tr><td>発　行　期　日</td><td colspan="3">平成 21 年 11 月 6 日</td></tr>
<tr><td>資　金　調　達　額</td><td colspan="3">1,004,954,439 円（差引手取概算額　958,954,439 円）</td></tr>
<tr><td>行　使　価　額</td><td colspan="3">1 株当たり 24,030 円</td></tr>
<tr><td>割　当　先</td><td colspan="3">マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（注）</td></tr>
<tr><td>募集時における発行済株式数</td><td colspan="3">63,841 株</td></tr>
<tr><td>当該募集による潜在株式数</td><td colspan="3">41,620 株</td></tr>
<tr><td>現時点における行使状況（株数）</td><td colspan="3">12,920 株</td></tr>
<tr><td rowspan="7">発行時における
資金使途
及び支出予定時期</td><td>具体的な使途</td><td>金額</td><td>支出予定時期</td></tr>
<tr><td>ＢＩＪ関係：太陽電池検査装置及び太陽光発電モジュールの仕入代金支払から売掛金回収までの運転資金</td><td>515 百万円</td><td>平成 21 年 11 月
～平成 22 年 5 月</td></tr>
<tr><td>ＢＩＪ関係：販売チャネル及び保守サポート体制構築のため先行投下する人件費・諸経費</td><td>112 百万円</td><td>平成 21 年 11 月
～平成 22 年 5 月</td></tr>
<tr><td>西安朝陽関係：現地法人への追加出資金（その一部を中国でのＯＥＭ製品の調達・品質管理・生産管理の体制構築及び中国市場販売チャネル構築のための人件費・諸経費として先行投下）</td><td>160 百万円</td><td>平成 21 年 11 月
～平成 23 年 3 月</td></tr>
<tr><td>西安朝陽関係：中国における都市のＬＥＤ街灯化プロジェクトへの参入に要する材料費・人件費・諸経費</td><td>140 百万円</td><td>平成 22 年 1 月
～平成 23 年 11 月</td></tr>
<tr><td>ＩＡ関係：光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費・人件費・諸経費</td><td>31 百万円</td><td>平成 21 年 11 月
～平成 23 年 11 月</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>958 百万円</td><td></td></tr>
<tr><td>現時点における充当状況</td><td colspan="3">発行価額の総額 4,825,839 円及び 646 個の新株予約権が行使された 310,467,600 円が払い込まれており、平成 22 年 5 月 27 日に変更し、開示した資金使途に充当しております。</td></tr>
</table>

（注）１．第 5 回新株予約権は、平成 22 年 1 月 7 日を譲渡日として、当社がマイルストーン・キャピタル・マネジメントの未行使分、2079 個を取得しております。平成 22 年 5 月 27 日に当社が自己取得した内の 624 個をドリーム 3 号投資事業有限責任組合に売却し、平成 23 年 9 月 9 日に当社が自己取得した内の 40 個をマッコーリー・バンク・リミテッドに売却いたしております。

２．発行時における資金使途及び支出予定時期を、平成 22 年 5 月 27 日に変更し、開示しております。

３．平成 23 年 11 月 5 日に第 5 回新株予約権の権利行使期間が満了いたしました。

第６回新株予約権

発　行　期　日	平成 21 年 11 月 6 日		
資　金　調　達　額	201,900,000 円（差引手取概算額　197,900,000 円）		
行　使　価　額	26,700 円		
割　当　先	木地英雄氏		
募集時における発行済株式数	63,841 株		
当該募集による潜在株式数	7,500 株		
現時点における行使状況（株数）	7,500 株		
発行時における資金使途及び支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	ＩＡ関係：光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費・人件費・諸経費	148 百万円	平成 21 年 11 月～平成 24 年 11 月
	ＩＡ関係：新規事業のため欧米代理店網を再構築するための人件費・諸経費	49 百万円	平成 21 年 11 月～平成 24 年 11 月
	合計	197 百万円	
現時点における充当状況	発行価額の総額 1,650,000 円及び 375 個の新株予約権が行使された 200,250,000 円が払い込まれており、平成 23 年９月９日に変更し、開示した資金使途に充当しております。		

（注）１．発行時における資金使途及び支出予定時期を、平成 22 年５月 27 日及び平成 23 年９月９日にそれぞれ変更し、開示しております。

２.平成 24 年 7 月 19 日をもって第６回新株予約権の全ての権利行使が完了いたしました。

以上

（別紙）

株式会社インターアクション第８回新株予約権（第三者割当）

発行要項

１．本新株予約権の名称

株式会社インターアクション第８回新株予約権（第三者割当て）（以下「**本新株予約権**」という。）

２．本新株予約権の払込金額の総額

金 2,780,000 円

３．申込期日

平成 24 年 11 月５日

４．割当日及び払込期日

平成 24 年 11 月５日

５．募集の方法

第三者割当ての方法により、本新株予約権総数 20,000 個すべてをマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

６．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 20,000 株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は１株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

７．本新株予約権の総数

20,000 個

８．各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 139 円

９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 30,300 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10．行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所が開設する東証マザーズ（その業務を承継する金融商品取引所を含む。以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。本発行要項において、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成24年11月6日から平成26年11月5日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり139円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をし

ない限り効力を有しないものとする。

(2)　当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が5日以上の期間にわたって停止された場合は、会社法第273条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり139円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3)本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して15,150円（但し、第10項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日の1取引日あたりの平均売買出来高が平成24年10月19日に先立つ10連続取引日の1取引日あたりの平均売買出来高（但し、第6項第(2)号乃至第(4)号により割当て株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の50%を下回る出来高となった場合には、本新株予約権者は、それ以降いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して20取引日目の日において、本新株予約権1個あたり139円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1)本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を金 139 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第９項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 24 年 10 月 19 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100％相当額とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社インターアクション　経営管理部　経営管理課

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　横浜支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の３銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上